

# 相続法、介護貢献で請求可能に

知らなきや損する

今回も約40年ぶりに改正される民法の中の「相続法」について、図表の「遺留分制度の見直し」から解説を続けます。

最初に、相続とは、亡くなった人(「被相続人」)の遺産(資産や負債)を残された人(「相続人」)が承継することで、民法では、相続人の範囲を被相続人の配偶者と一定の血族としています(「法定相続人」という)。一定の血族の法定相続人には順位もあります。また、法定相続人の相続分も民法で定めています(「法定相続分」という)。遺言などがなければ、法定相続人はそれぞれの法定相続分をもとに、遺産をどのように分けるか(「遺産分割」)について、相続人同士で話し合うことになります。

遺言書を作成すれば、被相続人は、遺産を特定の人に遺贈することができるのですが、そうすると残された遺族が家を失ったり、生活ができなくなったりすることもあります。そこで、兄弟姉妹以外の法定相続人は、最低限の遺産を受け取ることができます。これが「遺留分」です。「遺留分制度の見直し」は、①遺留分を侵害された人が、遺贈や贈与を受けた人に対して、遺留分侵害額に相当する部分を「金銭」で請求できるようすること、②その際に、遺贈や贈与を受けた人が、金銭を直ちに準備ができない場合、裁判所に支払期限の猶予を求めることができること一になります。

「特別の寄与の制度の創設」では、相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合、相続人に対して金銭の請求をすることができる制度が創設されます。例えば、亡き長男の妻が、一人暮らしの被相続人(亡き長男の父つまり義理の父)の介護をしていたとします。その場合、亡き長男の妻は、被相続人の法定相続人ではないので、遺言書な

施行日	改正ポイント
2019年7月1日	婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置 預貯金の払戻し制度の創設 遺留分制度の見直し 特別の寄与の制度の創設
2020年4月1日	配偶者居住権の新設
2020年7月10日	法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設

どがなければ遺産分割はされないでしょう。今回の改正では、相続人(例えば被相続人の長女や次男)に対し、介護等の貢献に対する金銭の請求が認められることになります。

また来年2020年4月1日に「配偶者居住権」が新設されます。例えば、相続人が妻と子で、遺産が自宅2000万円と預貯金3000万円の場合、妻と子の相続分が法定相続分なら1:1で、妻2500万円:子2500万円です。遺産分割の際に、妻は自宅2000万円なら預貯金500万円、子は預貯金2500万円になると、妻は住む場所はあるが、生活費は不足するかもしれません。そこで、配偶者居住権が新設されると、自宅2000万円について、妻は配偶者居住権1000万円と預貯金1500万円、子は負担付き所有権1000万円と預貯金1500万円です。遺産分割が可能になり、妻は住む場所も生活費もあるので安心になるという制度です。

2020年7月10日からは、自分で作成する遺言書「自筆証書遺言書」が紛失しないように、法務大臣の指定する法務局に保管を申請することができるようになります。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードパーティファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

☎076-232-2038